

総務常任委員会

平成19年3月16日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第16号 旭市監査委員事務局設置条例の制定について
- 議案第17号 旭市副市長定数条例の制定について
- 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長	平野 浩	副委員長	伊藤 房代
委員	高木 武雄	委員	林 俊介
委員	日下 昭治	委員	島田 和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 嶋田茂樹

議員 神子功

説明のため出席した者（36名）

助 役 重田雅行

総務課長 増田雅男

秘書広報課長 野口徳和

企画課長 加瀬正彦

財政課長 高埜英俊

税務課長 江ヶ崎純敏

市民課長 林久男

海上支所長 木内孫兵衛

飯岡支所長 佐久間俊雄

干潟支所長 木内國利

会計課長 宮本英一

消防長 佐藤眞一

監査委員
事務局長
その他担当員
23名

事務局職員出席者

事務局長 来栖昭一

事務局次長 石毛健一

主 査 穴澤昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（平野 浩） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

総務常任委員会ということでご出席をいただきまして、ありがとうございます。委員長をお引き受けいたしました平野浩でございます。職責の重さを痛感し、この責めを全うできるよう務めるつもりでございますので、委員の皆さん、執行部の皆さん方にはどうかよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は6名、委員会は成立いたしました。

神子功議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解のほどをお願いいたします。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。本日は、付託されました一般会計予算を含む10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつにかえる次第であります。

ご苦労さまでございます。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して重田助役より、ごあいさつをお願いいたします。

申し上げます。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、議長さん初め委員の皆様には、大変お忙しい中を総務常任委員会ということでご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方から審議をお願いします議案は、一般会計の当初予算、補正予

算の予算関係が2議案、それから条例の新規制定でございますけれども、3件でございますが、これはいずれも自治法の改正に伴うものでございます。あとは条例の一部改正議案、勤務時間、休暇等の条例、それから特別職、教育長等の給与条例、そして一般職の職員の給与条例の一部改正が4議案、そして市町村総合事務組合に関する協議について同意いただくものにつきまして1議案、合わせて10議案となっております。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての10議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第1号、総務課の所管について補足説明を申し上げ

ます。

なお、主要事業でございますが、2月1日に開催しました全員協議会の方でご説明申し上げますので、省略させていただきたいと思っております。なお、そのときに説明しました防災対策事業は予算書で言いますと224ページ、それからもう1点の防災基盤整備事業は226ページ、説明欄の4にそれぞれ計上してありますので、後でござんいただきたいと思っております。

それでは、予算書の300ページをお願いいたします。給与費明細書の一般会計分でございます。

まず、上段の(1)の総括の職員数、本年度765人は平成19年1月1日現在の各課に配置している職員数をベースに退職者及び採用者等を考慮し、4月1日の各課の配置予定者数を計上したものでございます。

続いて、その下の職員手当等の内訳でございますが、対象職員数は本年1月の対象職員数で申し上げます。

まず、扶養手当です。対象者は369人。内容でございますが、配偶者は月額1万3,000円、扶養は1人6,000円。ただし、16歳から22歳、高校1年生から大学4年の扶養は1人、月額1万1,000円で計上してあります。

次に、住居手当です。対象者は288人。内容でございますが、いわゆる持ち家の場合は月額4,300円、借家の場合は家賃に応じて支給しておりますが、限度額が2万7,000円となっております。

次に、通勤手当です。対象者は639人。内容でございますが、自動車利用の場合は片道2キロ以上で月額2,000円から片道70キロ以上の月額3万7,630円までの2キロ刻みの35種類。それから、電車、バス等公共交通機関利用の場合は運賃相当額。なお、昨年度と比較して増となっておりますのは、人事異動等による勤務地の変更等実態増のためでございます。なお、徒歩で通勤の者は支給しておりません。

次に、特殊勤務手当です。対象者は136人。内容ですが、これは現在支給しておりますのは、一般職の場合は行旅病人取扱手当等の2種類、それと消防の場合は火災出動手当等の4種類、金額は1回200円から3,000円となっております。

次に、時間外勤務手当です。対象者は580人。内容ですが、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、また、午後10時から翌朝の午前5時までは1時間当たりの時間単価に100分の150を乗じて得た額です。また、週休日の午後10時までは時間単価に100分の135を乗じた額、午後10時から翌朝の午前5時までは時間単価に100分の

160を乗じた額でございます。なお、前年度と比較して大幅な減になっておりますのは、その3つ先にあります、下の段になります。休日勤務手当と関連しますが、消防職の場合、昨年までは休日に勤務した場合、時間外手当で処理しておりました。これを本年度から正規の支出項目であります休日勤務手当に計上変更したため、時間外は減、休日勤務手当は増となったもの、また、通常的时间外そのものが減となったものでございます。なお、時間外と休日の支給率は同じでございます。

次に、宿日直手当でございます。対象者は408人でございます。これは休日に日直業務をした者に支給されるもので、1回4,200円でございます。今回増になっておりますのは、新年度より働く婦人の家の日直業務を開始することにしたためでございます。

次に、管理職手当でございます。管理職手当は、管理職特殊勤務手当です。これは管理職員が臨時または緊急のため週休日等に勤務した場合に6,000円から1万円の範囲で支給しているものでございます。これはほとんど代休等で処理しておりますので、支給の方はそんなにございません。

次の休日勤務手当は、先ほど時間外のところで説明したとおりでございます。

管理職手当でございます。今回、条例改正を提案しておりますが、今まではそれぞれ管理職は7%から13%の率で支給しておりましたのが、今度は一応定額になりますので減となっております。

それから、期末勤勉手当でございますが、これは6月の場合は1.4、12月が1.6、合計3か月、対象職員は765人です。

それから、勤勉手当も同じ人数でございますが、率の方は、6月が0.725月、12月も同じでございます。年間1.45月でございます。

次に、児童手当でございます。児童手当は小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されるもので、第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額1万円でございます。なお、ふえておりますのは実態増によるものでございます。

夜間勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時の間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの時間単価に100分の25を乗じて得た額を支給しているものでございます。

なお、予算書の給与関係の内訳でございますが、予算書の方は44ページの説明欄2の議会関係職員給与費から279ページの説明欄1の給食センター関係職員給与費までに記載をしてございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（野口徳和） それでは、秘書広報課の所管の予算につきまして、主な内容をご説明いたします。

予算書の33ページをお開きください。

歳入の県支出金のうち総務費委託金であります。右側の説明欄の中で3番の人権啓発活動費委託金の予算額130万円は新規で、平成19年度に国から県を通じて委託される人権啓発事業に係るものであります。事業内容につきましては、歳出のところでご説明いたします。

次は歳出になります。59ページをお開きください。

3目文書広報費の説明欄の2番、広報活動費は予算額が2,384万3,000円でありまして、内容につきましては広報紙の発行や市勢要覧の作成、広報活動のための事務費であります。主なものといたしましては、11節需用費の印刷製本費に広報あさひ2万3,000部の印刷代などとして1,164万4,000円を、12節役務費の手数料に広報あさひの新聞折り込み代として698万8,000円を計上しております。また、13節委託料の予算額431万4,000円は市勢要覧の作成でありまして、平成20年度までの2か年事業として進めるものであります。

次に、1枚めくっていただきまして60ページになりますが、説明欄の3番、広聴活動費の予算額は136万円でありまして、これは弁護士による法律相談、海上支所、本庁舎で各1回、月2回実施しております。また、行政相談、人権相談につきましては本庁と3か所の支所、各1回、月4回の開催に係る経費が主なものであります。

その次の4番、まちづくりサポーター事業の予算額は66万円でありまして、これにつきましてはインターネットなどを活用した広聴活動の経費であります。具体的には一般公募で募集したまちづくりサポーターからeメールやファックスを利用して市政に対する意見を聞くものであります。予算の内容につきましては、サポーターに対する謝礼金が主なものであります。

次の5番、人権啓発活動事業の150万円は新規事業でありまして、先ほど歳入のところでも触れましたが、国から委託を受けて行うものであります。この事業自体は、平成15年度から実施されておりますが、旭市を含む北総地域では匝瑳、香取、印旛の3地域が輪番で実施しております。平成19年度は匝瑳地域が当番で、旭市で実施することが決まっております。事業内容は2つございまして、1つは地域人権啓発活動活性化事業として、人権啓発のための講演会の開催及び中学生による人権作文の発表を行うのが主な内容です。もう1つは、人

権の花運動としてシャクヤクの株を匝瑳地域の小学校10校に植栽するものでありまして、市内では2校を予定しております。

以上で所管の予算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 主要事業につきましては、過日の全員協議会でご説明済みでございますので、それ以外のものにつきまして企画課の所管の予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、66ページをお願いいたします。

8目の電子計算費でございます。この本年度予算額1億4,545万8,000円に對しまして、前年度2億6,809万6,000円ということで、1億2,263万8,000円の減額となっております。この減額の主な要因でございますけれども、18年度の予算につきましては統合型地理情報システムが1億4,810万円予算措置されていた。これが1つ大きなもの。それからもう1点、電算の統合に伴います旧市町の電算システムの並行稼働を行ってございました。これが4,525万8,000円ということで、この2つが非常に大きな額で、今回予算から抜きましたので、この減額になっているものでございます。

それから、若干差し引きますと当初予算での増加が出るんですけども、67ページの説明欄の一番上、13節の委託料の中の電算業務委託料でございます。18年度予算につきましては、システム改修につきましては当初見込んでいなかったんですけども、19年度予算につきましては見込まれるシステム改修費を計上してございます。主なものでございますけれども、後期高齢者の情報提供のシステム改修が2,000万円。これは平成20年度から導入されます後期高齢者医療保険制度に伴いまして設置される広域連合とのシステム連携のためでございます。それと、そのほかの法改正の対応分ということで1,800万円盛り込んでございます。それからもう1点、庶務事務システムも含まれて、今回、4,270万円という数字を計上させていただいております。

それから、同じページの3、電子自治体推進事業のうち、やはり13節の委託料でございます。セキュリティの強化対策については全職員に徹底したいということで、情報技術を用いて行いますセキュリティ研修の基本的なシステムをつくり上げて、自分の都合に合わせた形で受講できるようなセキュリティポリシーの運用支援をつくり上げたいと考えております。今回、電算システムの運用につきましてセキュリティ対策といたしまして、セキュリティの

強化型のUSBメモリー、備品購入としてUSBメモリー等接続制限ソフト、これらを入れていく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） どうもありがとうございました。

ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） ほかにないようですので、担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたら、お願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 歳入のところで1点だけ質問させていただきます。

33ページ、14款8目県総合補助金1,050万円のところなんですけれども、説明欄1のところの元気な市町村づくり総合補助金一般分と2の元気な市町村づくり総合補助金合併分についての内容をもう一度教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

元気な市町村づくり総合補助金でございますが、これは県が地域の特色に応じて自主的、創造的に実施される単独事業に対して補助をするものでございます。前は県でいろんな補助金がございます、それを県は廃止したくて、統合して、ある程度自由に使っていいよということで、こういうような形で今年度から来るものでございます。その使う先でございますけれども、予算で掲げてございますのは民生費の児童福祉施設費で、中央児童遊園のSLの改修事業を行います。これは予算書の110ページにございますが、これに1つ充当するというように考えております。それから、もう1点なんです、消防費の常備消防費、これは予算書の219ページで備品購入費なんです、自動体外式除細動器（AED）の購入に充てたいということで考えております。

それから、合併分でございますが、これは予算書で言いますと198ページになりますが、交通安全施設の維持補修事業の中に充てたいと思っております。その中身は、旭駅周辺の安心歩行エリアの交通安全施設整備の整備とパンフレットの作成ということで、印刷製本費と工事費の方に充てたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） そうしますと、1番目の元気な市町村づくり総合補助金一般分の中で自動体外式除細動器についてですけれども、何台ぐらい設置の予定か、また、場所はどこへ配置されるのか、わかりましたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（平野 浩） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 平成19年度のAEDの配置予定は14基であります。配置場所につきましては、市役所、各支所、各地区の保健センターが4か所、市民館・公民館4か所、飯岡荘、それとあと消防署の方に現在1台あるんですが、もう1台配置するというので合計14台です。

以上です。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） あともう1点、1台当たりの単価はどのぐらいなんですか。

○委員長（平野 浩） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） このAEDの場合に値段はいろいろあるんですが、19年度購入の予定は1基55万円です。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきます。

最初に、59ページなんですけれども、説明欄2番の広報活動費ですけれども、この中の11の需用費、印刷製本費が昨年と比較しますとかなり減額されているわけなんですけれども、市の広報の印刷代ということだろうと思いますけれども、発行回数が減るのか、ページ数が減るのか、その辺お伺いをします。

それと60ページ、広聴活動費、ただいま説明していただきましたけれども、本年度、相談者数はどのくらいあるか、わかればお伺いをしたいと思います。

それと61ページの説明欄6番の情報公開費ですけれども、情報公開を請求されて迷った場合にこういった委員会に諮問をするというようなことをお聞きしましたけれども、昨年度、こういったことについての会議が開かれたのかどうかをお聞きしたいと思います。

続きまして70ページ、説明欄5番のコミュニティバス等の運行事業でありますけれども、これは企画課の主要事業の概要に示されているわけでありまして、ルートの再編ある

いはダイヤの見直し、また、料金体系の見直し等について検討する、また、交通空白区域等の格差是正についても検討するといったような事業内容になっておりますけれども、本年度は検討するということだけのことなのでしょうか、その辺をお伺いします。

続きまして72ページですけれども、説明欄2番の市バスの運営事業です。昨年と比較しますと燃料費、運転業務委託料が減っているわけですけれども、通行料、駐車料はふえているということなんですけれども、矛盾をしないのかどうか、その辺をお伺いします。

最後に75ページ、説明欄1の調査賦課事務費の中の13委託料、不動産鑑定委託料が昨年と比較しまして大分ふえております。この理由と、固定資産（土地）評価基準調査委託料につきましては、昨年度はない事業でしたけれども、どういうものか、ご説明をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（野口徳和） 59ページの広報の印刷製本費の前年より減った理由ということでございますけれども、19年度については18年度よりページ数が減ったり発行回数が減ったりということではなくて、18年度の予算を見積もるときに合併2年目ということで特集記事とかを想定して予算を組んだ。そのときの18年度当初予算では372ページ分を組んだ。19年度当初予算では316ページで、18年度の実績見込みのページ数が300ページほどを予定しております。それともう1つ金額が下がったのは、契約単価が下がった。これが例えば16ページの2色刷りのやつで約2割、契約単価が下がった。そういうことでございます。

それと、法律相談の件数は、実績が出ております17年度でお答えしますけれども、101件と。この内容につきましては、相続とか家族関係、お金の貸し借り関係が主なものです。それから、人権相談でございますけれども、これも17年度で件数的には7件と少ない状況になっております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、70ページのコミュニティバス等の運行事業の関係のご質問でございました。本年度、検討だけなのかということでもございましたけれども、当然18年度に運行しているダイヤは、19年度そのまま運行させていただくということで考えております。それで、19年度におきまして抜本的なルートの見直しを図りたい。そのための検討会議を重ねていきたいと考えております。

特に、干潟ルートの関係でございますけれども、19年度中に香取市との共同運行が廃止される見込みとなりました。ですので、従来は途中下車等できなかったわけなんですけれども、それらができるようなコミュニティバス本来の姿に近い形で再編ができるのだろうなというふうに考えております。これは20年4月から運行できるように検討委員会議を開催いたしまして、ご意見をいただきながらルートの方を設定していきたいと考えております。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、最初に61ページの情報公開費の関係でございますが、昨年は開示状況の報告のみの1回だけの開催です。それ以外は開催しておりません。ですから、予算計上したのは、先ほど議員がおっしゃったように、もし何かあったときのための委員の手当だけを計上したものです。

それと72ページの市バスの関係ですが、燃料費と委託料が減になって、通行料が増になっているのはということですが、まず、燃料費の関係でございますが、18年度の予算は17年度、要するに合併前の旧1市3町分の実績で見込んでありました。それが今年度は一応18年度実績がある程度つかめましたので、それで減らしました。

それと委託料につきましては、現在、海上地区のバスにつきましては運転業務を委託しております。その委託している運転手が冠婚葬祭等で急に都合が悪くなったというときには民間のバス会社に運転代行をお願いしてあります。それが減ったためでございます。

あと、通行料につきましては、今、ETCを取りつけてありまして、それは18年に初めて予算計上したんですが、実際のところ、現在足りなくなった状況なんです。それで、その実績に基づいて新年度でふやしたと。そういう状況でございます。

○委員長（平野 浩） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 75ページ、説明欄の1 調査賦課事務費の13委託料の中の不動産鑑定委託料の増の理由及び固定資産（土地）評価基礎調査委託料新設の理由でございますが、この2つはいずれも平成21年度の評価がえに向けて、不動産鑑定委託料については増となり、固定資産（土地）評価基礎調査については新設となったものでございますが、不動産鑑定委託料につきましては、18年度は18年度評価がえを行いました後の地価の下落傾向に対応するための時点修正のための不動産鑑定委託料。これは簡易な鑑定でございますので、料金の安い鑑定を49地点だけで行うための予算でございます。19年度予算につきましては、評価がえのためでございますので、市内314地点をすべて正規の鑑定評価を行うために増額となったものでございます。

それから、固定資産（土地）評価基礎調査でございますけれども、この事業も平成21年度評価がえに向けて市内全域の土地の状況を調査いたしまして、用途地区や状況類似地区、標準宅地、路線、価格形成要因等々評価の基礎となる資料の見直しを行って、公平・適切な評価を行うための資料を整備するものでございまして、平成19年度と20年度の債務負担行為で行うものでございます。この調査は3年ごとの評価がえの際に必ず行わなければならない作業でございまして、前回は平成16年度と17年度の債務負担行為で行っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） コミュニティバスの運行のことですけれども、格差是正を検討するといったようなことが書かれております。これまでのバスの運行については、旧市町で運行していたものを、そのまま中央病院に向けて運行してきたというようなことだろうと思いますので、格差是正ということを念頭にこれから公平な運用をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 実は、昨日なんですけれども、コミュニティバスの検討委員会、見直しに向けまして第1回の会議を開催したところでございます。17年度、18年度の乗車の実績等を出しまして、さらに17年度から18年度にかけまして委員からいただいたご意見も改めてお示ししまして、具体的にどういう形が望ましいのかということで改めてご意見を伺ったところでございます。当然格差の是正は考えていくということで、きのうもそういう話をさせていただいたところでございますので、19年度中にはそういった検討委員会の意見を踏まえて案を作成していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） まず、歳入について伺いたと思いますが、今年度予算につきましては税源移譲に基づきまして市税が11億円上がって、交付税が逆につかなくなるという傾向になったわけですけれども、当然そういった税源移譲によって地方税が上がれば今の数字を維持できるというような見通しをしているようでございますけれども、交付税だと100%入ってきますけれども、税源移譲された市税だと、ここに見ている中で96.何%なんです、当然それだけの率で掛けても歳入が入ってこない。さらに、そういったものが未納扱いになる。そうしますと、どんどん貧になると考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、

将来見通し、維持できるということで入っておりますけれども、その辺について伺いたいと思います。

それと、先日、本会議の説明の中で滞納繰り越しが5,800万円くらい少ないとメモしていたんですけれども、少なくなっているということなんですけれども、調定見込額が昨年度と比較するとかなり多くなっているんじゃないかなと見たんですけれども、今日、昨年度の予算書を持って来なかったのだからわかりませんが、持っていますか。ちょっとすみません。市税の昨年の調定見込額が2億7,100万5,000円、今年度は2億9,000万円になっています。滞納繰り越し分をかなり厳しく処理したということで減っているということなんですけれども、減れば調定見込額も減るのかなと思ったら、逆にふえている。その辺はどうなのかなと。歳入についてももう一度説明をお願いしたいと思います。

それと、歳出で何点か伺いたいと思います。

54ページの一般管理費の説明欄14の使用料及び賃借料についての説明をお願いしたいと思います。どの場所を、どのような形で借りてあるのか。

それと、65ページ、企画費の説明欄、医療福祉・食・交流の郷づくり事業、概要説明で650万円の中でスポーツ交流事業100万円とここに入ってくるんですけれども、医療福祉等のものに対してスポーツ交流事業がどうして入るのかな。それを説明をお願いしたいと思います。

続きまして、69ページ、自治振興事務費の委託料は多分行政連絡事務委託費、これは区長会の関係になるかと思いますが、旧旭市の方式でもって委託費で支払うと。旧町の場合には特別職という形でやってきたものを3年間くらいの中で正規なものに持っていくということとでございまして、昨年度から比較してかなり減っているかと思いますが。そういうものをもう1年くらいかけるのかと思いますけれども、たまたま区長の中で手当がよくわからない中で委託費で来るというような話がございまして、その辺の今後の考え方、委託する際、その辺を含めてもう一度説明をいただければと思います。

それから、70ページの説明欄4、出会いの場創出事業は結婚相談ということでございまして、補助金として150万円全額出ていますので、結婚相談員の組織ができた時点で150万円を全額補助金として支出されるものなのか。それを含めてお願いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方から、市税と地方交付税についてお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、市税がふえて、地方交付税が、その分というわけでもありませんけれども、減るという状況でございまして、地方交付税は認められた金額は100%入ってまいります。ただ、市税の場合は、おっしゃられたようにどうしても滞納というものが生じてまいるといふこととございまして。今回の場合には市税と地方交付税でございましてけれども、二・三年前から三位一体の改革ということで補助金が減らされて、地方交付税なりほかの交付金が減らされるというようなことは幾つかやっております。特に、私の方で大きいなと思ったのが保育所運営費の補助金なんですけれども、これが旧旭市のときに2億円減らされて、その分精査してみましたら、地方交付税と特例交付金で入ってきているんですけども、それがやはり100%入ってきておりません。ですから、国の方が何かをやるたびに多少減額されるのはもちろん私の方でも当然考えておりますので、これから滞納が多少あったとしても財政運営上は大きな問題ではないだろうというふうを考えております。ただ、そうは言っても、やはり市税は多い方がいいですから、税務課にはしっかり徴収していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税の徴収率につきましては、日下委員からのご指摘を重く受けとめて、これから滞納処分等についてもきちっと行って徴収率を極力上げるよう努力をいたします。

あと、滞納繰り越し分の調定額が本会議で5,000万円ちょっと減っていると私は言いました。ふえているんじゃないかというご指摘ですけども、確かに個人市民税を見ますと滞納繰り越し分は約1,900万円ちょっとふえています。ですが、固定資産税については滞納繰り越し分の調定額が6,900万円減っております。ほかの税目につきましても若干ふえたり減ったりというのがございまして、結果として滞納繰り越し分全体では5,800万円ちょっと調定額が減っているという状況でございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは最初に、54ページ、庁舎管理費の14節使用料及び賃借料の土地借上料ですが、これは職員駐車場の分でございます。その下の建物借上料は、庁舎の南側にあります南分館、現在、集いの広場で使っております。この借上料でございます。

それから、69ページ、行政連絡事務委託料につきましては、18年度に旧1市3町の区長会

の正副会長会議を開きまして、その中で最終的に旧旭市の委託料方式に変えるという協議がなされまして、18、19、20年の3か年で旧旭市の委託料方式にするということで合意がなされて、2年目の分として今回計上したものです。中身は基本額と戸数割。さっき委員がおっしゃったように、もとは手当みたいな形で出したんです。それを今回は委託料方式に変えるということで、2年目ということで計上してあります。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、65ページになります。下の説明欄の3、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の中でスポーツ交流が入っているのかなということで、なぜかということでございました。これにつきましては医療福祉・食・交流ということで、その交流の分でスポーツもしかけていくというような方針が1つございました。特にスポーツ合宿であるとか、要するに旭市をPRしながら旭市の活性化につながるような事業ということでスポーツ交流も1つあっていいのかなということでございます。特に、合併いたしまして、スポーツ施設につきましては体育館、野球場、テニスコートとさまざまな施設が数多くございます。これらを有効に活用しながら都会との交流を進めていけるのではないかとということでこの事業を盛り込んである、そういうものでございます。

それと70ページの関係でございます。出会いの場創出事業です。これは補助金で150万円ということでございます。予算組みしたときに協議をいたしました。行政が直営で実施するということは、個人のプライベートな問題もありますから非常に難しいところがあるのではないかとということで、できれば協議会組織を設置いたしまして、そこが事業主体になっていただいて必要な事業費を助成する。そういう中で人口減少の歯どめであるとか、未婚化、晩婚化、そういったところに精通した、従来活動していた方に協議会に入っていて、うまく出会いの場をつくっていければなということで事業化したものでございます。特に、従来、農業関係であるとか水産関係であるとか個別にやっていたものを、できれば横断的にやりたいということでございますので、協議会組織化ということでそこに補助金を流すということで予算化させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 日下委員。

○委員（日下昭治） 順序が逆になりますけれども、企画課長、出会いの場について、その都度ということのような話をしましたけれども、そうしますと全額150万円を一括やるんじゃないかと……

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 年間の活動計画を立てまして、その中で事業がこれだけかかりますということで一括で補助金を流す予定でございます。

○委員長（平野 浩） 日下委員。

○委員（日下昭治） 歳入について、話はだまかそれでいいかなと思いますけれども、問題になるのは、先ほど税務課長もおっしゃられたように、税の滞納がますます拍車がかかるのではないかなというのが心配なんです。そういう形の中で税源移譲されたから基本的には同じだということで行くけれども、最終的に収入として徴収できなければ減ることになりますので、その辺を当然考えていることだと思いますけれども、今後の中で税の滞納処分については厳しくやっていかなければならないんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

それで、常に気になるのは、決算書を見ましても、金額的には小さいわけですが、軽自動車税の徴収率がすごく悪いんですよ。廃車なり何なりしないでそのままにしてあるから当然そういうことになるんだろうと思いますけれども、そういうものを何年かしたときには自然に消滅することはないのかなと思いますけれども、そういうときにナンバー等を持ってこなければ廃車できないということでそのままになっちゃって、金額も低いからということで市民はやっているのかもわかりませんが、そういう場合には何らかの方法がとれるのかどうか、お願いできればと思います。ぜひ徴収率を上げていただきたい。そうであれば、当然今後の財政状況が厳しくなると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 答弁求めますか。

○委員（日下昭治） はい。

○委員長（平野 浩） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 滞納分について今後ふえるのではないかという不安でございますが、当然だと思います。個人市民税が19年分からは税率が倍になるわけでございますので、どんなに全体では変わらないといっても、払う納税者の側からは渋る、苦しくなるということで徴収率が減るといふ不安はございます。それに対する対策でございますが、新聞にも載りましたけれども、19年4月から千葉県と市町村が共同で設立する千葉県滞納整理推進機構という組織が発足いたします。これは一部事務組合ではなく、任意組織ということでございますので、県の職員に対して市町村が徴税吏員の辞令を交付して、県の職員が市町村の徴税

職員と共同で滞納整理を行うというものでございますが、従来、旭市におきましても不動産の差し押さえはしても強制公売の手続が行えないために塩漬けになっているというものがございまして。そういう困難な事例につきまして、この滞納整理推進機構の組織を活用して積極的な強制公売を行えるようにしたいと考えております。それによって今後の滞納しようとする方に対しては、滞納すると今までは……（テープ交換）……それによるアナウンス効果というものが期待できると考えております。アナウンス効果だけではなく、実際に公売を行うという実績も上げることができると考えております。これが今後の徴収率を低下させないための1つの大きな要因になると期待しております。

それから、軽自動車の徴収率が悪いというのは、従来から全くそのとおりでございまして、お願いしに行くと、譲ってしまったが、手続しなかった、手元にはもうないよということで税額も小さいのでそのままにされてしまったというようなケースが相当ございまして。複数の車を持たれている方で督促あるいは催告臨戸いたしますと、実は持っていないというケースが本当に多いわけでございますので、市といたしましても、何年も滞納している方については通常催告書のほかに、もし車がないのであれば市へ届け出、申し出をしてほしいというような文書も同封する等注意を促したいと考えております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 日下委員。

○委員（日下昭治） つどいの広場の建物の借上料は、もう1年くらいの契約、19年度で終わりだという話をしていますけれども、19年度はここで予算化されているわけですがけれども、契約はされているものだと思いますけれども、20年度以降の契約はないということで考えてよろしいんですね。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 契約期間は21年3月ですから、20年度までです。もう1年。

○委員長（平野 浩） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の審査を行います。

質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 消防関係の方を忘れちゃいましたので、質問をもう1回させていただきます。220ページですが、説明欄3番の消防施設整備事業の中の工事請負費の中の消火栓の設置についてですけれども、水道管へ設置をするということで水道事業と一体となっていて行われていると思いますけれども、本年の設置については新設された水道管への設置か、それとも既設の水道管への設置か、その辺をお伺いします。

同じく4の消防車両整備事業ですけれども、2台の消防車両の購入ということでもありますけれども、1億2,200万円ですか、高額な予算が組まれております。主に救助をする車が高額ということだろうと思いますけれども、なぜこんなに高いのか、その辺の説明をお願いします。

それから、本年度は消防庫の整備事業についてはないようでありましてけれども、要望がなかったのかどうか、その辺をお伺いします。

それと、224ページ、先ほど説明がありましたけれども、説明欄1の防災対策事業の18の備品購入費と226ページの説明欄4の防災基盤整備事業、この2つの事業は防災倉庫の設置とその中に入れる備品代だと思います。まず、備蓄倉庫の設置場所については資料には検討中と書かれておりましたけれども、その後、まだはっきりしていないかどうか、その辺をお伺いします。また、倉庫へ備蓄するものは、どういうものを何人分くらい置くのかをお伺いします。よろしくをお願いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、島田委員の質問にご答弁を申し上げます。

まず、消火栓の関係でございますけれども、これはこれから平成19年度中に新たに設置されるものでございます。既設水道に消火栓を設置するものではございません。

それと、19節の中に維持管理の負担金というのがございますけれども、これについては既設消火栓の修繕等の関係でございます。

次に、18節の車両購入費の関係でございますが、これは干潟分署に配置されます水槽付ポンプ自動車1-B型、5トン車の更新のためのもので、これが3,400万円でございます。

それと、本署に配備されます救助工作車と資機材の関係が8,800万円。これが15年くらい前であれば4,000万円くらいで整備できたんですけども、今、各資機材が非常に値上がっておりまして8,800万円。これでもどうかなという感じもしますけれども、装備内容を精査しまして、これ以内におさめる予定であります。大体内容的なものを言いますと、工作車は4WDの5.5トン車の2型というやつでございまして、シャシーと艀装で約3,500万円。それから、ウインチ、クレーン、照明装置、油圧ポンプシステムで約1,700万円、あと救助資機材で、これがほとんどが油圧式でございまして、また、国産品が少なく、ほとんどが外国の製品であります。そういう関係からこれが3,600万円ということで、今回、8,800万円の予算をお願いしました。

次に、消防庫の改修が平成19年度はないということで、希望がなかったかということでございますけれども、これにつきましては19年度中は消防団の分団部の改編の最初の時期であります。ですから、19年度中に再編を十分進めまして各地区の分団部が適正な配置がなされるようにして、そうすれば残る部が決まりますから、老朽化等を見ながら整備計画を立てて改修を実施したいと思っています。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、予算書の224ページ、説明欄1の防災対策事業中の18節の備品購入費の中身でございまして、これは救助用のチェーンソー、油圧ジャッキ、発電機、ポータブルトイレ、これらを購入する費用でございまして、食べ物関係は11節の需用費の中の消耗品費で購入するようになっております。

それから、226ページの説明欄1の防災基盤整備事業の設置場所ですが、一応各3支所を考えているところでございまして、これから最終的に検討して決めたいと思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） 消火栓の設置につきましては、法律で新たに水道管を引く場合には消火栓を一定の間隔で設置しなさいといったような決まりがあるんですけども、その辺わかれればお願いしたいと思います。

それと、防災の備蓄倉庫の件ですけども、何人分くらい置くかということについて決まっていないんでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 倉庫の大きさですが、何人分かということですが、別に何人分ということは——中へ入れるものは先ほど言いましたチェーンソーだとか、そういうものを入れる予定です。食糧はちょっと待ってください。

○委員長（平野 浩） しばらくお待ちください。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、消火栓の設置について法律で定められているのではないかとということでございますけれども、水道法の第24条で消火栓の設置とその設置された消火栓に対する費用保障が定められております。消火栓事業者については、公共の消防の用に供するために消火栓を設置しなければならないという定めが第24条第1項であります。第2項につきましては、消火栓が設置されるために市町村はその費用について負担というよりも保障しなければならない、相応の負担を保障しなさいというのが第24条で定められております。こういった関係から消防組織法の第8条において、市町村については消防の費用については負担をしなさいとうたっております。それが根拠でありまして、そしてこの内容的な、少し掘り下げたものについては、日本水道協会が定めた水道施設基準という規程がございます、消火栓については100メートルから200メートルの間に1つ設けなさいと。それで、消火栓の設置の、単口と双口というのがあるんです。1つの消火栓から1か所だけ取れるのを単口といいます。2か所同時に取れるのを双口と言うんですけれども、150ミリ以上の消火栓については単口を設けなさい。そして、配管の口径が300ミリ以上のものには双口をつけなさいと。それで、消火栓の取り口なんですけれども、65ミリとするという規定がございます。これが消火栓の関係でございます。

なお、消火栓規定をもう1つ言いますと、1分間に水量1トン以上の給水能力を要しなさいということです。なおかつ40分の継続給水ができるものでなければならないとなっております。これは委員は前にやられたからわかっていると思いますけれども、1分間に1トンというのは、B-1型の1級の消防ポンプ自動車で2口放水をした場合に、1分間に1トンの水量を放水できるわけです。それを1つの最低基準としまして、40トンという数字については木造建築物の標準温度曲線というのがございまして、約10分間で1,200度くらいの温度になる。そして30分くらいで200度になる。ですから、実際の放水の必要時間というのは30分だと。30分であれば30トンで足りるわけなんですけれども、そこにあと10トンの余裕を見ているということがございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 失礼しました。備品の中身ですが、アルファ化米が60箱。これが1箱50食分で3,000食分。それからパンの缶詰が80箱。これは何人分だかわかりません。それから飲料水が1.5リットル入りで2,400本ですから、1人当たり1日3リットルにして約1,200人分くらいです。このようなことを予定しております。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） チェーンソーとかいろいろなものも備蓄すると言っていましたけれども、そういったものを備蓄だけしておいても、いざというときにかからないとかということが考えられますけれども、そういった管理についても運用の中でできているのかどうかをお聞きします。

それと、米、パン、水の人数分を聞きましたけれども、県の施設が旭市にもあるわけですが、地域をカバーする分の備蓄があるんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、その辺についての競合する部分がないのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） まず、チェーンソー等の管理でございますが、一応年に1回程度エンジンをかけたりという管理はしております。

それともう1点、県の備蓄倉庫の関係ですが、技術専門校に県が設置した備蓄倉庫があります。これは旭市だけの分ではなくして、海匝銚分でございます。銚子から光、野栄分までありまして、ここで備蓄しているものは、食料のクラッカーで言えば2万8,000食。これだけなんです。ですから、備蓄倉庫というのは、その人数分だけを備蓄しなさいということではなくして、災害があったときに必要最小限度、例えば3日ぐらい持てばとか、その程度の備蓄しかしておりません。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今申し上げましたけれども、動かすものについては、年に1回の試運転では、いざというときにはなかなかかからないと思うんですけれども、消防なんかは月に2回くらい試運転をやっていますよね。だから、いざというときにかかる状態を確保しておかないと役に立ちませんので、その辺についてもよろしくお願いします。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） 皆さん、それぞれに質問して、私も聞くところも余りないんですけども、歳入についてお伺いをいたします。

市税について11億円ぐらいふえています。これは先ほど来、日下委員からもお話しのとおり、税源移譲が大きな原因だと思われまじけれども、それだけではなく、優遇税制の廃止の部分も入っていると思うんですけども、増税になった部分もあると思うんですけども、この11億円のうちの何%ぐらいが税源移譲以外の増加があるのかお聞きしたいと思います。

それと、地方譲与税がかなり減ります。これもやはり税源移譲の関連と思いきりけれども、その辺をお願いいたします。

あと、細かい話になるんですけども、コミュニティバスの運行で500万円ほどの収入が見込まれております。これは何人ぐらいの乗車を見込み、また、単価は幾らで見積もっているのかお伺いをいたします。

それともう1つ、小さい話なんですけれども、財産収入で財産売り払いが載っていますけれども、これはどこをどのように処分するのかお伺いをいたします。

それともう1点、市バスの運行規程なんですけれども、いろいろなところからお話がございまして、子供たちの市バスの運行の話なんですけれども、いろいろと条件、また見に行くところによって市バスが使える使えないのとあつて当然だと思いきりけれども、小さい子供たちが動物園に行くとき市バスが使えないという話を聞きましたけれども、市バスの運行規程にそういうことが載っているのかどうかお伺いをいたします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税全体で11億円ちよつとの増の内容でございまして、これは議員おっしゃつたように税源移譲以外のものも入っております。税源移譲分の影響額は個人市民税で5億7,300万円ほど見込んでおります。そのほかに19年分については定率減税が全廃になりますので、この影響額として1億2,100万円ちよつとの増を見込んでおります。これらによりまして個人市民税で9億3,100万円ほど増となるものと見込んでおります。これ以外の税目でも増となる見込みのものはございまして、法人市民税では1億2,000万円ほど現年分で増を見込んでおります。これは市内のうちでも工業団地等の優良企業を中心として業績を回復した企業がございまして、それによる法人税割の増を見込んだものでござい

ます。それから、固定資産税の現年分につきましては4,800万円ちょっと増を見込んでおりますが、これは主に家屋の新增築が減失を上回っていることによる増を見込んだものでございます。これらによりまして市税の増を見込んでおります。

以上です。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

まず、地方譲与税が随分少ないんじゃないかというご指摘でございますけれども、予算書の18ページに所得譲与税があります。これが5億1,200万円減るということでございます。このために地方譲与税全体が大きく減るということでございます。この所得譲与税がなぜ減ったかということでございますけれども、定率減税が平成18年度に半分廃止されて、19年度から全部廃止されるわけなんです、18年度分につきましては手続が間に合いません、税で半分見るということができませんでした。所得譲与税という形でその半分分を国が見てくれたわけなんです、それが19年度からございませんで、所得譲与税が全部なくなるということでございます。

それと、財産売り払い収入の関係でございますけれども、これはほとんどが都市整備課所管の旭駅前線の道路の関係でございます。土地を地権者から買ったり、土地開発公社で持っている土地を地権者に代替地として売るとかというような関係の売り払い収入でございます。財政課で市有地の売却の予算を持っているんですけれども、それは科目設定だけでございしますので、ほとんどが都市整備課の駅前線の関係の土地の売ったり買ったりの中での売り払い収入でございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 歳入の40ページ、バスの収入の関係、コミュニティバスの運賃収入は、単価と何人ぐらいで見込んでいるかということでございます。それぞれの内訳を申し上げます。旭地区の歳入は228万9,000円を見込んでおります。飯岡地区214万5,000円で、海上地区137万円ということで、合計で580万4,000円となります。干潟地区につきましては、計算方法が違いまして香取市との共同運行でございますから、これについては赤字補てんという形での補助になりますので、ここに見込んでございませんで。それと、料金は一応19年度においては100円でございます。ただ、身障者と入学前の幼児については無料ということでございます。この積算の根拠でございますけれども、17年度の数字が実績になっております。

それと18年度の伸びを若干見込んであるというところでございますので、旭地区については約2万5,000人、海上地区については約1万4,000人で、飯岡地区なんですけれども、従来の廃止代替の関係がありまして通学定期というものがまだ存在しておりますので、この部分は利用者の見込みが難しいんですけれども、それと18年までは70歳以上のお年寄りに対して無料でございましたけれども、19年度から廃止するというので現在周知を図っております。そこでの落ち込みがどの程度になるのか、その辺もわからない部分があるんですけれども、4万人弱になるかなというような想定の中での計算でございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは1点訂正させていただきます。先ほどの島田和雄委員のアルファ化米1箱3,000食で60箱で1万8,000人と言いましたけれども、60箱で3,000食ですので、申しわけございません。

それと、バスの関係でございますが、動物園等はだめなのかということでございますが、今、動物園の方は許可しております。ただ、学校の低学年、3学年までです。それで、子ども会の方はすべて許可しております。それで、バスの運行規程の中に動物園はだめだと載っているのかということですが、別にそこまではうたってありません。あくまでも市の行事もしくは研修等を使用する場合ということで運行しております。

ちなみに、行政改革のアクションプランの中ではバスの今後の運行ということで一応うたっているんですが、現在3台ございます。これは徐々に廃止していきまして、最終的にはバスをなくして、各団体が使用する場合には助成制度に切りかえていく予定であります。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、補正予算書の11ページをお願いいたします。

10ページの後段になりますけれども、14款の県支出金、11ページの6目総務費県負担金及び7目の教育費県負担金の説明欄、それぞれ1の新市スタートアップ支援事業負担金474万

5,000円と394万8,000円の内容でございますが、この事業は平成15年から17年度に合併した市町村を対象に、17年度から19年度までに市町村の政策形成とか地域おこしとか教育関係だとか、こういう事業に携わる職員を県から1年間派遣していただけるという事業でございます。人件費の2分の1が県の負担で、2分の1が派遣先の市町村の負担となっているところでございます。今年度平成18年度、旭市といたしましては、徴税部門に1名、これが上の総務費の方です。それから教育部門に1名の派遣をお願いし、現在携わっていただいているところであります。この方々の人件費に係る県の負担分がここに計上したものでございます。以上です。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 補正予算書の18ページをお願いいたします。18ページの一番下でございますが、土木費の住宅管理費の12節の役務費の手数料94万5,000円の減額でございます。これは、この前の視察のときにごらんいただきました飯岡地区の双葉団地のA棟、下永井団地、両方とも鉄筋4階建ての建物なんですけど、この耐震診断を今年度実施いたしました。その結果、耐震工事が不要ない、大丈夫だということになりました。この予算は、もし工事が必要になった場合には設計の判定審査会というものにかけなければならないんですけども、そのための手数料を予算化しておりましたので、それが不要になりましたので、全額マイナス補正ということでございます。

それで、その下に委託料の方で減額がございますが、こちらは入札の結果、金額が下がりましたので、それに合わせて減額するというものでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 13ページをお願いいたします。

電算システムの運用事業の中で介護保険システムの改修業務委託料ということで283万5,000円組んでございます。これにつきましては後期高齢者のシステムにつきまして国の方で補助金が早期についたということで、今回、補正をさせていただきます。あわせてこれは繰越明許という形での事業実施になるかと思っております。

それと、2番の統合型地理情報システムの整備事業でございますが、先ほどの新年度予算でも大きく下がった理由の中での1つになっておりましたけれども、これは入札と実績によりまして6,644万9,000円の減額を行うということでございます。当初、1億円からの事業費の予定であったものでございますけれども、入札によりまして契約額が4,083万4,500円とい

う形になりまして、これは17年、18年の2か年事業でございましたので、18年の支払い額以外の分を減額するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。説明欄の2、バス路線維持対策事業でございます。補助金の増加ということでお願いしてございます。地方バス路線維持費の助成金でございますが、この内容でございますが、神宮寺浜線の廃止の関係があります。これは当初、6月廃止というような形での予算措置を設定していたところでございますが、それが9月末、要するに3か月延びまして、その分の補てんも行わなければいけないということで増額をお願いしたところでございます。あと、府馬線につきまして実際に乗車実績が相当下がっているということで、これも損失補てん額が増ということで、今回、この数字をお願いしてございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今、電子計算費で1億円のが4,000万円で入札ができたということでございますけれども、これは当初の積算が甘かったのか、それとも激しい競争の末こうなったのか、差し支えなかったらお願いします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 入札自体は平成18年2月3日に実施しております。これは激しいそれぞれの競争の結果こうなりました。積算につきましては、適正な形で実施されております。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 本会議で補足説明したとおりでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明が終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この条例ですけれども、廃止になる旭市監査委員条例というのがありましたけれども、これと内容的にはほぼ同じというように思いますけれども、ただ1つ気になるのは、新しい方の条例の第3条、この条例の施行に関し必要な事項は監査委員が別に定めるとなっておりますけれども、廃止される方の条例を見ますと、同じような内容ですけれども、その中で「監査委員が市長と協議して別に定める」というふうに書かれているわけですが、この「市長と協議して」ということを抜いたことについて何か意図があるのかどうか、その辺をお聞きします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（平野哲也） それでは、島田委員のご質問にお答えいたします。

経過を申し上げますと、本会議で総務課長の方から議案の補足説明がございました。従来
の監査委員条例を廃止して事務局設置条例になった今回の経緯を、重複しますけれども、もう一度申し上げますと、従来
の監査委員条例というのは、監査委員に関する規定、事務局に関する規定の2本立てになっておりました。これは総務課長が補足説明で申し上げましたように、自治法の改正で監査委員の規定については本法で規定されたので必要なくなった。ただし、事務局の設置については、まだ地方自治法上残っておりまして、条例により設置できると。そういった経過がございました。ですから、本法で規定されているものはあえて必要ないだろうというのが今回の改正の趣旨でもございます。そういった観点から見まして、委任のところ、この条例に関し必要な事項は監査委員が別に定める。旧監査委員条例では、市長と協議してということ
で確かにございました。ここの辺につきましても、簡単に言ってしまうと、前から自治法の中でもうたわれていたということ
で今回とったということなんですけれども、参考までに自治法
の関係を申し上げますと、地方自治法の第180条の4第2項の中で普通地方公共団体の委員会または委員は規則その他の規程を定め、または変更しようとする場合においてはあらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならないという規定が既にご
ざいました。今回整理するに当たりまして、あえて規定されているものは除いた方がいいだろうということになりまして、今回取ったという経過でござ
います。

以上です。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） そういうことで了解しました。私が考えたのは、市長と協議するという

ことを抜いたということは、監査委員の独立性というのを高めて、しっかり監査をした方がいいんじゃないかということかなと思いましたので質問させていただきました。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 17号も本会議で説明したとおりです。よろしく申し上げます。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明が終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 18号も本会議で補足説明したとおりでございます。

なお、第1条の旭市行政組織条例から第9条の旭市特別職報酬等審議会条例までの新旧対照表をお手元に配布してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、補足説明申し上げます。

これも新旧対照表をお手元に配布してあります。

そこで、まず、勤務時間の関係でございます。第6条第1項の関係でございます。現行の

旭市の勤務時間でございますが、午前8時30分から午後5時15分となっております。そのうち12時から12時15分と午後の15時から15時15分、この15分ずつ30分が休憩時間になっております。それで、休憩時間は12時15分から13時の45分と、このようになっておりますが、今回、休憩時間を廃止するという事で、勤務時間が午前中が8時半から12時まで、午後は13時から17時30分まで、昼休み時間を12時から1時までの1時間と、このように変更するものでございます。

それから、同条第2項の関係、昼休みを45分とすることができるというケースでございますが、小学校就学前の子を養育している場合、小学校に就学する子を送迎する場合、家に要介護者がいて介護をする場合、妊娠中の女子職員の通勤を緩和する必要がある場合、このような場合には昼休みを1時間でなくして45分とすることができるという規定でございます。

それから、同条第3項、昼休みを一斉に与えないことについてでございますが、これにつきましては例えば市民課の諸証明等を発行する場合、昼休みにお客さんが見えます。その場合には長の判断で全職員を一斉に12時から休憩させるんじゃなくして、交代でローテーションを組んで休憩時間を与えるという規定でございます。

それから、附則の2項の経過措置でございますが、消防署等の場合は3部制の勤務になっております。このような場合には今までの5時15分を経過措置で当分の間はできるという規定になっております。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第21号でございます。補足説明を申し上げます。

これも同じく新旧対照表をお手元に配布しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、今回減額いたします特別職の報酬でございますが、その次の教育長、第22号とも関連いたしますが、この金額は市長の方から報酬審議会に諮問した額でございます。それで答

申を得たものでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 21号、22号一緒なんですけれども、特別職の給料が下がるということなんですけれども、これは近隣市町あるいは同規模程度の市と比べて高いのか安いのか、お願いいたします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 同規模、7万人といたしますと大体銚子市と八街市と比較したならば低いです。あと、近隣であれば匝瑳市と比較した場合は、この金額はうちの方がちょっといいです。ちなみに、匝瑳市の場合は、市長が74万1,000円、助役が69万4,000円、収入役が64万9,000円です。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 香取市です。市長が80万円、助役が68万円、収入役が64万円。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） この議案につきましては、旭市特別職報酬等審議会の答申に基づいて給料額を引き下げることですけれども、答申の内容がどのようなものであったかお伺いをします。

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、答申の内容について朗読します。理由及び意見だけ申し上げます。「今回の給料月額改定については、慎重な審議の結果、諮問どおりとすることで決定した。なお、審議の過程で委員より建議された特別職及び教育長の通勤に係る経費については、公共交通機関等を利用し、その運賃等を負担するときには、一般職の例により支給するよう申し添える」と、このようなことでございます。

なお、今回、特別職にこの金額で諮問したのは、特別職は昨年4月より2%減額を行

っております。それで今年度3月31日で切れます。

それと、議員ご存じのように、昨年3月議会でも議決いただきましたが、一般職の職員の給料が給料表の改正になって5%下がります。そこで、特別職の方でも、職員だけに痛みを与えるわけにいかないから、我々もこういう厳しい時代だから下げようじゃないかということで、今回このような結果になったものでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 先ほど21号で申し上げましたので、それと同じでございまして、補足説明はございません。

○委員長（平野 浩） 総務課は説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 議案第23号、補足説明申し上げます。

これも新旧対照表をお手元に配布してあります。

第21条第2項の関係、いわゆる管理職手当の関係でございしますが、本条例では一応限度額だけを定めておきまして、定額の額だとか経過措置については規則で定めるものでございます。

現在、管理職手当、課長の例で言いますと、本給に10%、46万円であれば4万6,000円が管理職手当で出ております。それで、同じ課長職であっても、入った年数だとか課長になってからの年数によって給料はばらつきがあります。それを今回の改正の趣旨は、いわゆる同じ課長職をやっているんだから手当で差をつけるのはおかしいんじゃないかというのが国の

方針でございます。それで今回このような改正になるわけです。例えば先ほど言いましたように、現行でいきますと月額4万6,000円をもらっているのを定額制にした場合4万5,000円になるといった場合に1,000円の差が生じます。4万6,000円の人が今度1,000円下がるわけです。では、この1,000円をいきなり下げるのかというのではなくして、19年度から23年度までの5年間で25%ずつ下げて調整するという改正でございます。ですから、4万6,000円の人が4万5,000円になりますよといった場合には、19年度はそのまま、20年度になりますと250円下がって4万5,750円、21年度は50%で4万5,500円、最終的に23年度で4万5,000円にするということです。下がる人の場合はこのような調整をします。ただ、上がる人もいます。それはどうするのかといいますと、19年度から上がります。ですから、その辺がちょっとおかしいんじゃないかなと私自身思っておりますし、同じ課長職であっても差があってもいいんじゃないのかなと個人的には思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、総務課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 委員会の中で余計なことをしゃべり過ぎましたので、申しわけございませんでした。

議案第32号でございます。これも本会議で説明したとおりです。規約の新旧対照表をお手元に配布していますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第32号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野 浩） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野 浩） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野 浩） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 13分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平野 浩